

<p>2 道路及び公園施設の適切な維持管理</p> <p>(1) 道路施設の適切な維持管理 (維持管理班)</p> <p>住民協働課機動班と協働して、定期的な道路パトロールを実施するとともに、道路舗装面に生じた穴や陥没、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の異状、道路灯や防犯街灯の異状について、早急に対応します。また、街路樹等の生長により路面の明るさが確保されていない状況が確認された場合は、適宜、街路樹等を剪定します。</p> <p>(2) 公園施設の適切な維持管理 (維持管理班)</p> <p>総合公園野球場において、凹凸が著しい内野及び老朽化が著しいバックスクリーンを改修します。また、街区公園の遊具等を点検し、適切な維持管理を行います。</p> <p>(3) 植栽の適切な維持管理 (維持管理班)</p> <p>住民協働課機動班と協働して、道路や公園・緑地等の除草及び植栽の剪定等を適切な時期に実施し、快適な歩行空間の確保に努めます。</p> <p>3 安全で快適なまちづくり</p> <p>(1) 空家対策 (計画整備班)</p> <p>適切な管理が行われていない空家は、防災・防犯・安全・環境・景観等に問題を生じさせ、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす恐れが多いことから、町ホームページや広報「ニューしすい」等を活用し、空家の発生防止と解消、空家の有効活用等に向けた取り組みを推進します。</p> <p>(2) 良好な景観形成の促進 (計画整備班)</p> <p>景観法及び町景観基本条例の目的や理念、町景観条例の規定等について、町ホームページや広報「ニューしすい」等で周知し、良好な景観の形成に向けた取り組みを推進します。</p>	<p>4</p> <p>4</p> <p>4</p> <p>4</p> <p>4</p> <p>3</p>	<p>定期的な道路パトロールを実施し、道路舗装面の穴や陥没、交通安全施設の異状などについて、早急な対応を行いました。また、街路樹等の生長により、照明灯が阻害された場合には、適宜、街路樹の剪定を行いました。</p> <p>総合公園野球場において、内野及びバックスクリーンの改修を実施しました。また、街区公園の遊具等を点検し、適切な維持管理に努めました。</p> <p>住民協働課機動班と協働し、道路や公園・緑地等の除草及び植栽の剪定を実施し、安全な歩行空間の確保や良好な公園・緑地の維持に努めました。</p> <p>「空き家対策」、「良好な景観形成の促進」、「住宅耐震改修等の促進」、「狭あい道路整備の促進」については、町ホームページや広報「ニューしすい」等による周知を行っています。令和2年度は、広報「ニューしすい」で空き家や耐震改修などの新たな情報発信を行いました。引き続き、新たな情報発信に努めていきます。</p> <p>また、空き家対策の推進に向けて、令和3年3月16日に京成電鉄と空き家等対策に関する協定を締結しました。</p>
---	---	--

<p>(3) 住宅耐震改修等の促進 (計画整備班)</p> <p>住宅耐震診断、住宅耐震改修工事、耐震シェルター等の整備及び危険コンクリートブロック塀等の撤去の各補助制度について、町ホームページや広報「ニューしすい」、耐震相談会等で周知し、住宅耐震改修等の促進に努めます。</p>	<p>4</p>	
<p>(4) 狭あい道路整備の促進 (計画整備班)</p> <p>幅員4メートル未満の狭あい道路の拡幅に向けた手続き等について、町ホームページや広報「ニューしすい」等で周知し、狭あい道路の整備に向けた取り組みを推進します。</p>	<p>2</p>	